

知っていましたか？

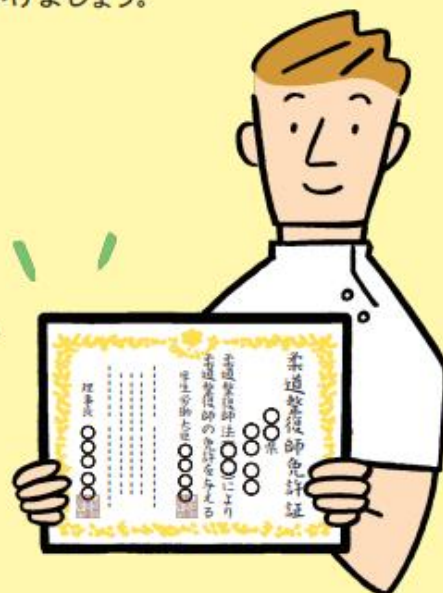
## 安心できる接骨院・整骨院の見分け方

接骨院・整骨院では柔道整復師による施術が受けられます。

柔道整復師は**国家資格**がなければなりません。また接骨院・整骨院の開業もできません。

しっかり見極めて安心できる施術所選びを心がけましょう。

| 施設            | 国家資格                |                | 健康保険の適用                         |
|---------------|---------------------|----------------|---------------------------------|
|               | 要                   | 否              |                                 |
| 医療機関          | 医師                  | —              | ○                               |
| 接骨院・整骨院       | 柔道整復師               | —              | ○<br>(外傷性が明らかな負傷のみ)             |
| 鍼灸院           | はり師<br>きゅう師         | —              | ○<br>(適応症あり。<br>医師の同意書が必要)      |
| マッサージ院        | あん摩<br>マッサージ<br>指圧師 | —              |                                 |
| 整体・カイロ<br>その他 | —                   | 特定の資格<br>を要しない | ×<br>※事故(健康被害)に注意<br>(消費者庁HPより) |



### 1 「免許証や氏名」を 掲示している

柔道整復師免許証をはじめ施術所内の見やすい場所に、管理柔道整復師及び勤務する柔道整復師の氏名を掲示することが義務づけられています。



### 3 毎回必ず領収書を 発行している

接骨院・整骨院は、領収書の無料発行が義務づけられています。施術にかかった費用についてより詳しい明細書(有料となる場合があります)をもらうこともできます。

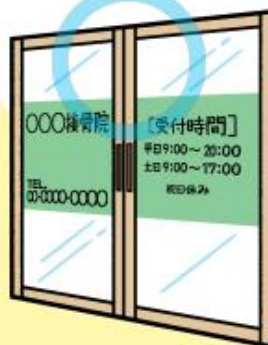


### 3つのチェックポイント

#### 2 正しい広告をしている

法律に基づき広告は制限されています。告知できるのは下記の4項目だけです。

- 柔道整復師であることと氏名および住所
- 施術所の名称、電話番号および所在場所
- 施術日と施術時間
- その他厚生労働大臣が指定する事項



正しく運営されている「接骨院・整骨院」を選びましょう。

知っていましたか？

## 接骨院・整骨院での施術は 健康保険の対象になるものが限定されています。

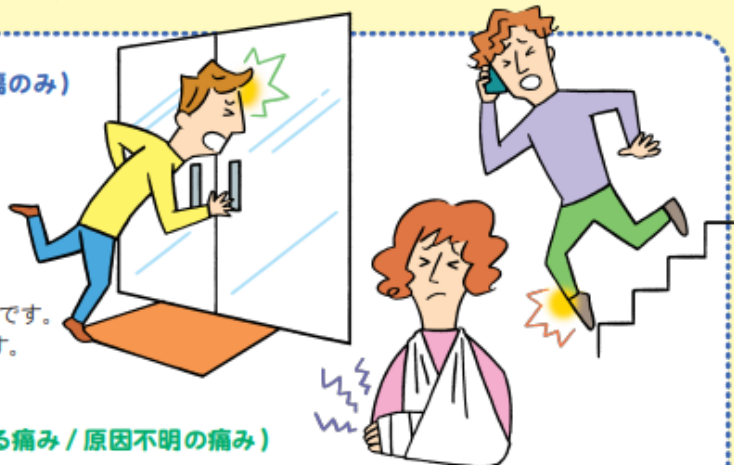
接骨院・整骨院は病院ではありません。医師の「治療」に対し、  
柔道整復師の行為は「施術」になります。  
医療機関ではないので、健康保険が使える範囲は限られています。

### 健康保険が使える場合（外傷性の負傷のみ）

負傷原因がはっきりしている外傷性の負傷で、  
慢性にいたっていない下記のものに限られます。

- 打撲 ○ ねんざ ○ 肉離れ（挫傷）
- 骨折 ○ ひび（不全骨折） ○ 脱臼

※骨折、ひび、脱臼は、応急手当を除き、医師の同意が必要です。  
※骨・腱・筋・関節・靱帯などのケガが保険適用となります。



### 健康保険が使えない場合（病気による痛み / 原因不明の痛み）

- 症状の改善がみられない長期にわたる施術 ○ 同一部位での施術で医療機関との重複受診
- 日常生活による肩こりや疲れ ○ スポーツなどによる肉体疲労の回復目的 ○ 加齢からの痛み ○ リウマチ・関節炎などの痛み
- 脳疾患などの後遺症 ○ 内科的原因による疾患 ○ 労災保険適用の通勤時や勤務中の負傷



### 施術が長期になる時は、医療機関の受診をお勧めします。

接骨院・整骨院に長期間（3ヵ月以上）かかりながら、症状の改善がみられないときは  
他の疾患が原因となっている可能性があります。専門医の治療が必要なケースがあり  
ますので医療機関を受診してみましょう。

### 医療機関との重複受診は健康保険が使えません。

同一部位の負傷で同時期に医療機関の治療を重複して受けた場合は、健康保険が使え  
ませんのでご注意ください。



### ご注意ください！

「健康保険が使える」と説明されて施術を受けても、  
健康保険組合により「健康保険が使えない場合」と判  
断されたときは、全額自己負担となり後日請求される  
ことがありますのでご注意ください。

### 健康保険組合からのお願い

- ☑ 負傷の原因を正確に伝えましょう  
施術を受ける前に「いつ、どこで、どうして負傷したのか」  
をきちんと伝えましょう。
- ☑ 「療養費支給申請書」は自筆で記入  
接骨院・整骨院が提出する「療養費支給申請書」は、  
負傷名・日数・金額等を確認した上で、原則患者本人が  
自筆で署名してください。
- ☑ 「領収書」は必ずもらって保管しましょう
- ☑ 「医療費通知」を確認しましょう  
「領収書」と健康保険組合からの  
「医療費通知」を照らし合わせて、  
必ず内容をご確認ください。

